

○3・4・24号線の築造休止（12月補正の内容の説明）

令和5年度に計画されていた都市計画道路3・4・24号線の擁壁等整備工事は令和5年8月に実施した入札が不調となり、再度契約事務を進めても工期が令和6年度にずれ込むため、債務負担行為を12月議会で議決いただきました。

令和5年度工事の内容は、現在築造した構造物の保護をする工事（防水工、支承部養生工）と橋台を築造した結果必要とする擁壁工（種子吹付工を含む）及び事業地内の管理をするうえで必要な除草工を行うものです。

当工事は、事業の前倒し工事や6次行革計画策定時から織り込んでいた前倒し工事ではなく、現段階で必要な維持工事です。

12月補正では、令和5年度の執行がないためゼロとし、令和6年度として種子吹付工と物価上昇分を追加させていただき、債務負担としています。